

8 その他参考資料

申請に対する処分の種類	公園管理者以外の者の公園施設の設置・管理許可
法令名及び根拠条項	都市公園法第5条第2項
標準処理期間	14日間
<p>(審査基準)</p> <p>1 都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）が、公園施設を自ら設け又は管理することが不適當又は財政上、技術上その他の理由により困難であること。 [例：売店、飲食店、自動販売機、宿泊施設等の設置又は管理]</p> <p>2 設置又は管理する公園施設が、公園管理者の定める都市公園の整備計画又は管理計画に含まれたものであること。</p> <p>3 設置する公園施設が、都市公園の効用を全うするための機能を有するものであること。</p> <p>4 設置する公園施設が、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設で次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 園路及び広場</p> <p>(2) 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で都市公園法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項で定めるもの</p> <p>(3) 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令第5条第2項で定めるもの</p> <p>(4) ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令第5条第3項で定めるもの</p> <p>(5) 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令第5条第4項で定めるもの</p> <p>(6) 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令第5条第5項で定めるもの</p> <p>(7) 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令第5条第6項で定めるもの</p> <p>(8) 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令第5条第7項で定めるもの</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令第5条第8項で定めるもの</p> <p>5 設置する公園施設が、次の各号に掲げる公園施設の設置基準に適合していること。</p> <p>(1) 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が、公園管理者の設置するものを含め、当該都市公園の敷地面積の100分の2以内であること。</p>	

ただし、動物園を設ける場合その他政令第6条で定める特別な場合においては、政令で定める範囲内であること。

- (2) 公園施設が、安全上及び衛生上必要な構造を有していること。
- (3) 政令第8条に定める公園施設に関する制限等の要件を充たしていること。
 - ① 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、都市公園の敷地面積の100分の50をこえてはならない。
 - ② 次に掲げる公園施設は、それぞれに掲げる敷地面積を有する都市公園でなければこれを設けてはならない。
 - ア メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設でその利用について料金を取ることを例とするもの 5㎡以上
 - イ ゴルフ場 50㎡以上
 - ③ 都市公園に分区園を設ける場合においては、一の分区の面積は、50㎡をこえてはならない。
 - ④ 都市公園に宿泊施設を設ける場合においては、都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならない。
 - ⑤ その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設については、さくその他危害を防止するために必要な施設を設けなければならない。
 - ⑥ 都市公園において保安上必要と認められる場所には、照明施設を設けなければならない。

6 設置又は管理する公園施設の管理方法が適切であること。

7 自動販売機を設置する場合は、次の各号に掲げる設置基準に適合していること。

- (1) 街区公園以外に設置すること。
- (2) 管理人等のいる公園又は公園施設内に設置すること。
- (3) 容器にビン類を使用しないこと。

8 公園施設を設置又は管理する期間が、次に定める範囲内であること。なお、許可を更新する場合の期間も同様であること。

- (1) 公園施設を管理する場合は3年以内であること。
- (2) 自動販売機を設置する場合は3年以内であること。
- (3) 自動販売機以外の公園施設を設置する場合は10年以内であること。

なお、年度の途中で許可した場合は、当該許可をした日の属する年度の末日までを1年とみなす。

申請に対する処分の種類	都市公園の占用の許可
法令名及び根拠条項	都市公園法第6条第1項
標準処理期間	14日間
<p>(審査基準)</p> <p>1 都市公園の占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>2 都市公園の占用が、都市公園の敷地以外にこれに代わるべき適当な敷地がないこと。 また、占用する面積が必要最小限の範囲内であること。</p> <p>3 都市公園の占用が、きわめて公共性が強いもの、それを設けることが都市公園本来の利用法にやや類似するもの、それを設けることによって都市公園の効用を著しく阻害することのないものであること。</p> <p>4 都市公園の占用が、次に掲げる物件のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 政令第12条第1号に定める標識</p> <p>(8) 政令第12条第2号に定める防火用貯水槽で地下に設けられるもの</p> <p>(9) 政令第12条第2号の2に定める水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所で地下に設けられるもの</p> <p>(10) 政令第12条第3号に定める橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの</p> <p>(11) 政令第12条第4号に定める索道及び鋼索鉄道</p> <p>(12) 政令第12条第5号に定める警察署の派出所及びこれに附属する物件</p> <p>(13) 政令第12条第6号に定める天体、気象又は土地観察施設</p> <p>(14) 政令第12条第7号に定める工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設</p> <p>(15) 政令第12条第8号に定める土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</p>	

(16) 政令第12条第9号に定める都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

なお、街区公園にあつては、上記4（1）、（2）、（3）、（7）、（8）、（9）、（10）、（14）、（15）の占用を許可しないものとする、ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

5 都市公園の占用が、次の各号に掲げる技術的基準に適合していること。

(1) 政令第15条に定める占用物件の外観、構造等の要件を充たしていること。

- ① 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないもの。
- ② 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講じる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないもの。
- ③ 地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないもの。

(2) 政令第16条に定める占用に関する制限の要件を充たしていること。

- ① 電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。
- ② 水道管、ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合には、その頂部と地面との距離は、原則として1.5m以下としないこと。ただし、幅員5m以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い場所の地下に下水道管の本線を埋設する場合には、原則として3m以下としないこと。
- ③ 都市公園法第7条第3号に掲げるもの並びに政令第12条第2号の2に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として1.5m以下としないこと。
- ④ 防火用貯水槽で地下に設けられるものについては、その頂部と地面との距離は、原則として1m以下としないこと。
- ⑤ 政令第12条第2号の2に掲げる河川管理施設及び変電所については、その頂部と地面との距離は、原則として3m以下としないこと。
- ⑥ 政令第12条第3号に掲げるものを園路の上に設ける場合には、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として4.5m以下としないこと。

- ⑦ 警察署の派出所の建築面積は30㎡以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は10㎡以内であること。
 - ⑧ 変圧塔を設ける場合においては、当該都市公園が5%以上の敷地面積を有するものであること。
 - ⑨ 政令第12条第9号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので、0.5%以上の敷地を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の100分の30を超えないこと。
 - ⑩ 政令第12条第10号に掲げる仮設の施設（建築物に限る）を設ける場合においては、占用することができる都市公園は0.5%以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の100分の30を超えないこと。
 - ⑪ 政令第12条第2号の2に掲げるものについては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。
- (3) 政令第17条に定める占用に関する工事の要件を充たしていること。
- ① 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講じること。
 - ② 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講じること。
 - ③ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

6 都市公園の占用物件の管理方法が適切であること。

7 都市公園の占用の期間が、次に定める範囲内であること。なお、許可を更新する場合の期間も同様であること。

- (1) 上記4(1)、(2)、(3)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)で占用する場合は10年以内であること。
- (2) 上記4(4)、(13)で占用する場合は3年以内であること。
- (3) 上記4(5)、(16)で占用する場合は6月以内であること。
- (4) 上記4(6)、(14)、(15)で占用する場合は3月以内であること。

申請に対する処分の種類	都市公園の占用の許可の変更
法令名及び根拠条項	都市公園法第6条第3項
標準処理期間	14日間
<p>(審査基準)</p> <p>1 都市公園の占用許可の変更が、公園利用者に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないこと。</p> <p>2 都市公園の占用許可の変更が、都市公園法第7条及び政令第12条に掲げる占用物件に該当すること。</p> <p>3 都市公園の占用許可の変更が、政令で定める技術的基準に適合していること。</p> <p>なお、占用許可の変更で、次に掲げる場合は、軽易な変更であるため、変更の申請は必要としない。</p> <p>① 占用物件の内部の塗装又は色彩を変えない外部の塗装</p> <p>② 占用物件の構造を変えない修繕</p> <p>③ 占用物件の主要構造部に影響をあたえない内部の模様替</p>	

申請に対する処分の種類	都市公園の行為許可
条例等名及び根拠条項	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例 第4条
標準処理期間	14日間

(審査基準)

次の各号のすべてに該当するとき。

- 1 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為ではないとき。
- 2 わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為でないとき。
- 3 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる行為を行う場合は、これに対する対策が十分であり、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがないと認められるとき。
- 4 危険物の使用を伴う行為ではないとき。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められないとき。
- 6 過去において公園管理上の指示に従わなかったなど、公園管理上の指示に従わないおそれがあると認められないとき。
- 7 定員を超える行為でないとき。
- 8 申請書類の記載事項に虚偽が認められないとき。
- 9 宗教的宣伝活動のための行為ではないとき。
- 10 都市公園の設置目的に照らして、その行為が妥当であると認められるとき。
- 11 都市公園及び公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがないと認められるとき。
- 12 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為でないとき。
- 13 竹木を採取し、又は植物を採集する行為でないとき。
- 14 土地の形状を変更する行為でないとき。
- 15 ゴミその他の汚物を捨てる行為でないとき。
- 16 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷する行為でないとき。
- 17 立入禁止区域に立ち入る行為でないとき。
- 18 指定された場所以外に車馬を乗り入れ、又はとめおく行為でないとき。
- 19 行為の期間が原則として1箇月を超えないとき。
- 20 その他管理上支障がないと認められるとき。

⑤ 条例等の規定

[処分の根拠条項]

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例

(行為の制限)

第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 業としての写真撮影、募金、物品の販売その他営業行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (3) 花火、キャンプファイヤー等の火気を使用すること。

[関係条項]

北九州市都市公園、霊園、駐車場の設置及び管理に関する条例

(行為の禁止)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (2) 都市公園及び、公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ゴミその他の汚物をすてること。
- (6) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外に車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。

都市公園の占用、行為又は有料施設の使用に係る事務取扱要綱

(許可)

第3条 都市公園に係る各種の許可は、許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

ただし、有料施設を個人が使用する場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる場合の占用の許可の期間については、1箇月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 業としての写真撮影を行う場合
- (2) 募金、物品の販売その他営業行為を行う場合
- (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類するものを行う場合

3 (略)

指定管理者が設置する施設の取り扱い

事業の種類	提案事業								自主事業				
設置種別	常設							仮設	常設	仮設			
経費の負担方法	指定管理料	指定管理料+利用料金	利用料金	指定管理料	指定管理料+利用料金	利用料金	指定管理料	自己負担					
収入の種類	収入なし			収入または実費	使用料	収入または実費	利用料金	収入または実費	利用料金	収入または実費	収入なし	収入または実費	収入または実費
収入の帰属	—			市		市	指定管理者	市	指定管理者	市	—	指定管理者（一利用者・業者） ※一部を営業使用料として市に納付	指定管理者（一利用者・業者）
施設の利用権限	代行管理権								設置管理許可		行為許可		
許可料など	不要								設置管理許可料	設置管理許可料+営業使用料	占用料		
施設の設置期間	指定管理期間内								指定管理期間内		3月以内		
									管理許可10年以内 自動販売機5年以内				
施設の帰属	市								指定管理者（一利用者・業者）				
施設の撤去	指定管理者								指定管理者（一利用者・業者）				
指定管理期間終了後の取扱	指定管理者において原形復旧								指定管理者（一利用者・業者）において原形復旧				